|  |
| --- |
| 博物館に相当する施設の要件を備えなくなった旨の報告書年　　　月　　　日山形県教育委員会教育長　殿報告者報告者の住所又は主たる事務所の所在地　　　博物館に相当する施設の要件を備えなくなったので、博物館法施行規則の規定により報告します。　　　　　　　　　 |
| 　指定施設の名称 |
| 　指定施設の所在地 |
| 要件を備えなくなった年月日 |
| 　備えなくなった要件（備えなくなった要件の□にレ点を記入）　□　当該施設の設置者が、その設置する博物館について博物館法（以下「法」という。）第19条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でないこと。□　当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、山形県教育委員会の定める基準に適合すること。□　当該施設における職員の配置が、山形県教育委員会の定める基準に適合すること。□　当該施設の施設及び設備が、山形県教育委員会の定める基準に適合すること。□　一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。□　１年を通じて100日以上開館すること。 |